## HEWLETT PACKARD COMPANY 使用許諾契約書

重要:本製品をご使用になる前に注意してお読みください。ソフトウェアの使用は、下記に記載される HEWLETT-PACKARD COMPANY(「HP」)ソフトウェア使用許諾条件に従うものとします。ソフトウェアを使用することによって、お客様は本使用許諾条件を同意したものとみなされます。これらの条件に同意しない場合は、ソフトウェアをインストールしないでください。

本使用許諾契約書は、HP と本ソフトウェアの受領者(「お客様」)間のソフトウェア評価使用許諾契約書(「契約書」)であり、お客様が本ソフトウェアをインストールした時点(「発効日」)で発効します。本契約書の下に提供される本ソフトウェアパージョンは、時間的な制約を持ち、初期インストール後、限定された期間だけ機能します。有効期限終了の通知はありません。期限終了前に重要なデータの取り出しを勧めるメッセージが表示されます。本コピーには、フル機能パージョンのソフトウェアと、現在使用可能なすべての機能、拡張機能、オプションが含まれています。以下に指定された限定期間の終了後にソフトウェアを継続して使用したい場合は、追加の使用許諾キーを取得する必要があります。使用許諾キーを入手するには、権利証明書を購入します。権利証明書は、HP または HP パートナーから購入することができます。

ソフトウェア プログラム: HP StorageWorks Data Protector Express ソフトウェア

製品パーツ番号: TC330B, TC330BAE, TC331B, TC331BAE, TC332B, TC332BAE, TC333BAE, C1529-10050, C1529-10057

バージョン: 60 日間 - 転売禁止 デバイス台数: 権利証明書につき

### 定義

「ソフトウェア」とは、コントローラ、プロセッサ、またはその他のハードウェア「製品」(「デバイス」)上で操作可能な 1 つまたは複数のプログラム、および関連マニュアル等の文書類を意味します。「ソフトウェア」は、個別の製品、他の製品に含まれるもの(「同梱ソフトウェア」)、または「デバイス」に固定されていて通常の操作では除去できないもの(「ファームウェア」)です。

「使用」とは、ソフトウェアをデバイス上に保存、読み込み、インストール、実行、または表示することを意味します。

「製品」とは、「お客様」からの注文の受領にあたって HP 又は日本 HP から提供可能であると HP 又は 日本 HP によって決定される「ソフトウェア」および文書類を意味します。

「ソフトウェア使用許諾」とは、本契約に記載される「ソフトウェア」の使用許諾の付与および一般使用許諾条件を意味します。

#### 使用許諾の付与

- 1. HP は、適用可能な権利証明書に指定された個数のデバイス上で「ソフトウェア」のオブジェクトコード版を使用する非独占的な権利を「お客様」に付与します。「お客様」は「ソフトウェア」を以下に従って使用するものとします。
  - a. 本契約に定められた条件
  - b. HP 又は日本 HP が、見積書、請求書もしくは「ソフトウェア」に添付された規定において特定している「ソフトウェア」に関する「使用」の制限および許可
  - c. 「ソフトウェア」に付属する HP 又は日本 HP にソフトウェアを提供している第三者サ プライヤの使用許諾条件

ただし、これらの条件に相互矛盾するものがある場合には、該当する「第三者サプライヤ」の「ソフトウェア」に関連する限り、「ソフトウェア」に添付された「第三者サプライヤ」の使用許諾条件が、HP 又は日本 HP によって特定された「使用」の制限および許可、ならびに本契約に定められた条件に優先します。(かかる場合においても、「第三者サプライヤ」の使用許諾条件によって、本契約に基づく HP 又は日本 HP の義務または責任が拡張されるものではありません。)

2. 本契約に規定されている「ソフトウェア」は、HP およびオープンソース コミュニティ(「付属ソフトウェア」(ANCILLARY SOFTWARE))を含む第三者によって提供されます。HP ソフトウェア、付属ソフトウェア、付属リフトウェア、付属リフトウェア、付属リフトウェア、付属リフトウェア、付属リフトウェアの使用は、「現状有姿の保証規定」および付属ソフトウェアの使用許諾契約(「付属ソフトウェア使用許諾」)の規定および条件を含む、以下の規定および条件による制約および制限を受けます。付属ソフトウェアの使用は、付属ソフトウェア使用許諾の適用を受けるものとします。ただし、本契約の「現状有姿の保証規定」に含まれる保証の免責および責任の限度に関する規定も、かかる付属ソフトウェアに適用されるものとします。HP は、各付属ソフトウェア・プログラム・ファイル内で付属ソフトウェア・プロバイダの所有に言及すること、および/または "ANCILLARY.TXT" ファイルで情報を提供することにより、付属ソフトウェアを特定しています。付属ソフトウェア使用許諾は、"ANCILLARY.TXT" ファイルにも規定されています。本契約の規定および条件に対して同意することは、披許諾者(ライセンシー)が、"ANCILLARY.TXT" ファイル中の各付属ソフトウェア使用許諾の規定および条件をも同意しているとみなされます。

GNU General Public Licence に従って使用許諾されたソフトウェア(「GPL ソフトウェア」)が製品に含まれる場合に限り、被許諾者は HP Web サイト(www.hp.com)に示すサイトからダウンロードすることによって、GPL ソフトウェアのソース コード(「GPL ソース コード」)の機械読取可能な複製物を取得することができます。GPL ソースコードを書面で要求する方法については、HP Web サイト(www.hp.com)に掲載されています。

#### 一般使用許諾規定

著作権: 「ソフトウェア」は、HP 又は第三者サプライヤがすべての財産権および著作権を所有します。「ソフトウェア使用許諾」は、「お客様」に、「ソフトウェア」の財産権または所有権を付与するものではなく、また「ソフトウェア」のいかなる権利をも売却するものではありません。権利侵害があった場合、「第三者サプライヤ」は「ソフトウェア」における自己の権利を保護する措置を講じることができます。

制限: 本契約の条項にて明示的に許可されている場合を除き、「お客様」は、「ソフトウェア」を貸与、 リース、その他の方法で譲渡することはできません。「お客様」は、インターネットまたはその他の公 開されたアクセス可能なネットワークもしくは技術を介して「ソフトウェア」を利用可能にすることは できません。「お客様」は、「ソフトウェア」またはその媒体から、著作権、商標、その他の財産権、 所有権に関する表示を削除することはできません。すべての著作権は複製されたものでなければなりま せん。

複製: 本契約に明示的に規定されている場合を除き、「お客様」は「ソフトウェア」を複製することはできません。「お客様」は、特定された台数のコンピュータのローカル メモリまたはストレージデバイ

スに「ソフトウェア」を複製することができます。「お客様」は「ソフトウェア」を、ネットワーク サーバ、もしくは会社または個人のイントラネット上に複製することはできません。「お客様」は、「ソフトウェア」の保存またはバックアップを目的として複製物を作成することができます。「お客様」は、「ソフトウェア」を使用する権利、規定されたバージョンへのアップデート版を含む「ソフトウェア」そのもの、および使用許諾契約書を含む付属文書類を恒久的に譲渡することができます。ただし、この場合、「お客様」が「ソフトウェア」、アップデート版、文書類、または使用許諾契約書のコピーを保持しないこと、及び譲受人が使用許諾条件に同意することが必要です。

終了:HP 又は日本 HP は、適用される「ソフトウェア使用許諾」の条件が遵守されなかった場合には、その旨を通知して、「お客様」の「ソフトウェア使用許諾」を終了することができます。「ソフトウェア使用許諾」の終了時には、「ソフトウェア」および「ソフトウェア」のすべての複製物は、直ちに破棄されるか、HP 又は日本 HP に返却されなければなりなせん。「お客様」のデータベース内の個別データを除き、翻案物に統合された「ソフトウェア」の複製物は、除去および破棄されるか、HP 又は日本 HP に返却されなければなりません。

**翻案/逆コンパイル**: 「お客様」は、HP 又は日本 HP の書面による事前の承諾がない限り、「ソフトウェア」を翻案、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆コンパイルしてはならず、また「ソフトウェア」の派生著作物を作成してはなりません。法律に基づいて「お客様」がその他の権利を有する場合には、「お客様」は、意図した逆アセンブルまたは逆コンパイルに関する合理的に詳述された情報をHP 又は日本 HP に提供するものとします。「ソフトウェア」の合法的な使用に必要な場合以外は、「お客様」は「ソフトウェア」を解読してはなりません。

### 責任限度

# 注意事項

各地域の法律で禁止される範囲を除き、いかなる場合であっても、HP 又は日本 HP、またはそれらの子 会社、関連会社、取締役、役員、従業員、代理店およびサプライヤは、「ソフトウェア」の使用、使用 不能、または使用結果に起因する直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰 的損害またはその他の損害(逸失利益、データの消失、事業の中断による損失等を含む)に対して、保 証、契約、不法行為またはその他のいかなる法的根拠に拠ろうとも、またかかる損害発生の可能性を告 知されていたか否かにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。本「ソフトウェア」は、核施 設、航空ナビゲーションもしくは航空通信システム、航空交通管制、直接生命維持装置または武器シス テムの計画、建設、維持または直接運転での使用のために設計、製造及び意図されたものではありませ ん。本「ソフトウェア」が、これらの用途に使用された場合には、「お客様」が単独ですべての責任を 負うものとします。「お客様」は、かかる使用に関連する損失、損害、費用または責任のすべてについ て、HP 又は日本 HP を補償し、かつ HP 又は日本 HP に害が及ばないようにするものとします。いかな る場合も、本契約および明示の限定保証の規定に基づく HP 又は日本 HP の責任総額は、「ソフトウェ ア」に対する「お客様」の実際の支払額または 5.00 米ドルのいずれか高いほうの金額を限度とします。 「ソフトウェア」の使用は、すべて「お客様」の責任によって行っていただきます。「ソフトウェア」 に瑕疵があることが判明した場合は、「お客様」に、全サービス、修理または訂正のための全費用を負 担していただきます。地域によっては、付随的損害または派生的損害に関する責任の免除または制限が 法的に認められないため、当該地域法が禁じる範囲において、上記の制限は「お客様」に適用されない ことがあります。

**保証: HP 又は日本 HP は、「ソフトウェア」媒体に物理的な瑕疵がないことのみを、納品日から 90 日** 

間保証いたします。

唯一の保証: この限定保証に適合しない「ソフトウェア」に関する HP 又は日本 HP、および「第三者サプライヤ」の全責任範囲、ならびに「お客様」への唯一の保証は、瑕疵のある媒体の修理または交換とします。本保証は、「お客様」が、「ソフトウェア」を購入された国の HP(日本 HP)に保証期間内に瑕疵のある媒体を返却することを条件に適用されます。

免責条項: 各地域の法律で許される範囲において、本「ソフトウェア」は、口頭によるか書面によるか、または明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる種類の保証または条件をも伴わずに、「現状有姿」の状態にて「お客様」に提供されるものです。HP及び日本HPは、市場性、満足できる品質、非侵害、財産権、情報の内容の正確性、および特定目的に対する適合性に関して、黙示的保証は一切行いません。「ソフトウェア」の結果および性能に関するすべての危険は「お客様」に負担していただきます。口頭によるか書面によるかを問わず、HP又は日本HPの正規販売代理店によって与えられた情報またはアドバイスは、新たな保証を与えるものでもなく、またこの「現状有姿」の保証を変更するものでもありません。地域によっては、黙示的保証または条件の、免責が法的に認められないことがあります。この場合には、当該地域法が禁じる範囲において、上記の免責規定は「お客様」には適用されません。国、州、県などによって異なる他の権利が「お客様」に与えられる場合があります。

注記: 各地域の法律で許される範囲を除き、本保証条件は、「お客様」に対する「ソフトウェア」の使用許諾に適用される法律上の強制的権利を除外、制限または修正するものではなく、それらの権利に追加されるものです。ただし、国際物品売買契約に関する条約の適用は明確に排除され、本保証に関連して提供される「ソフトウェア」は、当該条約に準拠せず、またその適用を受けないものとします。

**政府**: 「お客様」は、アメリカ合衆国政府との契約又はアメリカ合衆国政府の為の下請契約の履行目的で「ソフトウェア」を使用する場合、米国政府の連邦調達規則である FAR 1 2 . 2 1 1及び 1 2 . 2 1 2 に規定されるコマーシャルコンピュータソフトウエア(commercial computer Software)、コンピュータソフトウエアドキュメンテーション(computer So ftware documentation)、コマーシャルアイデム(commercial items)のテクニカルデータ(technical data)は、ベンダであるHPもしくは日本HP又は第三者が提供する一般使用許諾規定によって許諾されていることに同意します。

#### 一般条項

譲渡の禁止:「お客様」は、HP 又は日本 HP の書面による事前の同意なしに、本契約に基づく権利また は義務を譲渡してはなりません。

輸出:「お客様」は、本契約に基づいて購入した、HP 又は日本 HP により使用許諾される「製品」、取得したテクノロジーまたは技術データを輸出、再輸出または輸入する際は、適用される法律および規則に従うとともに、必要な輸出入許可証を取得する義務があります。「お客様」が、適用される法律または規則に違反した場合は、HP 又は日本 HP は契約の履行を停止することができるものとします。可分性:本契約に示すいずれかの条項もしくは規定が非合法または履行不能であると判明した場合も、本契約のその他の条項もしくは規定の強制力および有効性には、いかなる影響も与えないものとします。統合/優先:本「ソフトウェア使用許諾」の条件は、口頭によるか書面によるかにかかわらず、本書に先立って当事者間で交わされた本契約に基づく取引に関する連絡、表明または合意に優先します。「お客様」による契約条件の追加または修正は認められません。本「HP ソフトウェア使用許諾」の条件は、両

当事者の正式代表者が署名した文書を交わすことによってのみ変更できるものとします。

**準拠法**: 本契約のすべての条項の有効性、ならびに本契約に基づく当事者の権利、義務、および責任は、 別の裁判管轄の法が適用される可能性があるカリフォルニア州の抵触法または法選択の原則に関わらず、 米国、カリフォルニア州法に準拠します。

© 2005-2011 Hewlett-Packard Development Company, L.P. TC330-90812